**平成２８年（フ）第６４４号**
神戸市灘区徳井町４丁目１番13号
破産者　有限会社足立食品
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９０号**
兵庫県川西市久代３丁目31番１号
破産者　株式会社高垣商店
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第１１６号**
香川県高松市太田下町2743番地９　ラポール太田下町201
破産者　白川　昌和
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２号**
北海道檜山郡江差町字柏町19番地
破産者　昭和建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所江差支部

**平成２８年（フ）第６７０号**
東京都立川市錦町２丁目６番８号ＮＴビル201
破産者　株式会社オフィスワイケー
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３２号**
三重県津市一身田平野239番地６
破産者　立松　俊之
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第５６号**
三重県鈴鹿市白子町1935番地　ラウムズ白子1202号
破産者　有限会社山川商店
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第７２号**
三重県津市上浜町４丁目49番地　上浜団地３－103、前住所三重県津市栗真町屋町1416番地37
破産者　濱名　愼二
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第４５号**
長崎県南島原市北有馬町甲396番地
破産者　有限会社橘タクシー
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２８年（フ）第９３号**
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西２丁目109番地
破産者　株式会社心笑
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第１７６号**
茨城県つくば市竹園２丁目14番地19
破産者　鯉渕みゆき
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２８年（フ）第１６２号**
静岡市葵区大岩４丁目46番３号、旧住所静岡市清水区楠278番地の４
破産者　中村　　淳
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２９号**
徳島県徳島市南島田町１丁目３番地　アクシス南島田Ｂ棟101号室、旧住所徳島県徳島市八万町橋本156番地の１
破産者　伊矢田一平
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３８号**
徳島県小松島市横須町17番11号
破産者　中田留美子（旧姓谷）
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第４０号**
徳島県徳島市城南町１丁目９番15号　羽山住宅６号、旧住所徳島県徳島市沖浜東３丁目18番地の２　沖浜コーポ105号室
破産者　清水　博文
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１１２号**
徳島県徳島市川内町旭野366番地の７　ボヌール旭野101号室、旧住所徳島県板野郡藍住町矢上字西129番地８
破産者　吉田　哲也
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５６７号**
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地８
破産者　佐藤　　勉
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第７８７号**
埼玉県蕨市南町２丁目10番15号　ヨシムラハイツ302号
破産者　横田　伸樹
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第６４号**
埼玉県深谷市上野台2338番地３
破産者　馬場　芳夫
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部